

長野市印鑑条例の一部を改正する条例（案）要綱

地域・市民生活部市民窓口課

事 項	説 明
1 改正の理由	個人番号カードの機能が付与された在留カード及び特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の交付が開始されることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 特定在留カード等（本人確認のための電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を添えて印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証の添付を省略することができるものとする。 (2) 特定在留カード等の交付を受けた印鑑登録者は、当該特定在留カード等を利用して、コンビニエンスストア等に設置された端末機により印鑑登録証明書の交付を申請することができるものとする。 （以上第13条関係）
3 施 行 期 日	令和 8 年 6 月 14 日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 5 月 1 2 日 (2) 庁 議 の 決 定 5 月 1 9 日

長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）要綱

財政部市民税課

財政部資産税課

事 項	説 明								
1 改正の理由	地方税法（以下「法」という。）の一部改正等に伴い、改正するもの								
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市市税条例の一部改正（第 1 条関係） 個人市民税関係 ア 所得税の基礎控除の引き上げ等に伴い、新たに公的年金等受給者が扶養親族等申告書を提出しなければならない場合を定める。 イ 住宅借入金等特別税額控除の適用に係る期限を次のように改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和20年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和 7 年まで）</td><td>令和25年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和12年まで）</td></tr> </tbody> </table> ウ 一定の要件を満たす暗号資産に係る譲渡所得等について、他の所得と区分して、当該譲渡所得等に係る金額の 100 分の 3 に相当する金額を市民税の所得割として課するものとする特例を定める。 固定資産税関係 エ 地域再生法の規定による認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）に従って、新設又は増設をした本店等の用に供する家屋等に係る固定資産税の課税の免除又は軽減の特例措置を受けることができる事業者の範囲を次のように改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者</td><td>令和10年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者</td></tr> </tbody> </table> オ 同一の者が所有する市の区域内の家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を次のように改める。	改正前	改正後	令和20年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和 7 年まで）	令和25年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和12年まで）	改正前	改正後	令和 8 年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	令和10年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者
改正前	改正後								
令和20年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和 7 年まで）	令和25年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和12年まで）								
改正前	改正後								
令和 8 年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	令和10年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者								

	区分	金額	
		改正前	改正後
	家屋	20万円	30万円
	償却資産	150万円	180万円
	カ 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新たに取得された太陽光発電設備（国が定める次世代型太陽電池等に限る。）に係る固定資産税の課税標準に係る軽減特例として法に基づき条例で定める割合を2分の1とするものと定める。 (2) 長野市都市計画税条例の一部改正（第2条関係）		
3 施行期日等	公布の日から施行する。ただし、(1) ア及びイについては令和9年1月1日から、(1) ウについては金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から、(1) オについては令和9年4月1日から施行する。		
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 5月12日 (2) 庁議の決定 5月19日		

長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する
条例等の一部を改正する条例（案）要綱

保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課
こども未来部こども総合支援センター
こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 改正の理由	指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる厚生労働省令等で定める基準の一部が改正されたため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正（第 1 条関係） 指定児童発達支援事業者等が講じるべき児童対象性暴力等を防止するための必要な措置等について定める。 (2) 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正（第 2 条関係） 児童福祉法の一部改正により創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）に係る運営の基準について定める。 (3) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正（第 3 条関係） ア 認定こども園について、(1) と同様の改正を行う。 イ 認定こども園に配置する保育士について、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士等をもって代えることができるものと定める。 (4) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第 4 条関係） 幼保連携型認定こども園について、(1) 及び(3) イと同様の改正を行う。 (5) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第 5 条関係） ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る設備及び運営の基準について定める。 イ 家庭的保育事業等について、(1) 及び(3) イと同様の改正を行う。 (6) 長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

	の一部改正（第6条関係） 特定児童福祉施設（助産施設を除く。）について、(1)と同様の改正を行う。 (7) 長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第7条関係） 乳児等通園支援事業について、(1)と同様の改正を行う。 (8) 長野市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正（第8条関係） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。 (9) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（第9条関係）				
3 施行期日	公布の日から施行する。ただし、(1)及び(1)と同様の改正を行うものについては、令和8年12月25日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td><td>5月12日</td></tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td><td>5月19日</td></tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	5月12日	(2) 庁議の決定	5月19日
(1) 法規審査委員会の決定	5月12日				
(2) 庁議の決定	5月19日				

長野市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例（案）要綱

こども未来部こども総合支援センター

事 項	説 明
1 改正の理由	母子生活支援施設を管理する者を指定管理者から市長に変更すること等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるものとする規定を除く（第3条関係）。 (2) 指定管理者の業務に関する規定を除く（第4条関係）。
3 施 行 期 日	公布の日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 5月12日 (2) 庁 議 の 決 定 5月19日